

【特別徴収継続】 例：転勤先・再就職先で引き続き特別徴収する場合

給与支払報告
特別徴収
に係る給与所得者異動届出書

提出先 前橋市役所 市民税課 特別徴収係
〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

3

2 1

納税者
管理
人
を
定
め
た
日
は
未
だ
定
め
て
な
い
と
し
て
扱
い
ま
す
。

新勤務先へ提出します。
(新勤務先で記入してください。)

「個人番号(マイナンバー)」は、記入しないで、新勤務先へ提出します。
(新勤務先で記入してください。)

宛先
前橋市長

所在地
前橋市富士見町時沢123番地12

特別徴収義務者
指定番号
9 9 9 9 9 9 9

宛名番号
1

所属
人事労務係

氏名
時沢 トキ子

電話
027-288-0000
内線 ()

フリガナ
マルサンカクシカク

氏名又は
名称
株式会社

個人番号
又は法人番号
1 9 8

8月20日退職で8月分まで特別徴収した給与所得者が、9月から新しい会社で特別徴収する場合

氏
前橋 次郎

生年月日
昭和 平成 60 年 1 月 1 日

個人番号

受給者番号
0002

1月1日
現在の住所
前橋市 西片貝町一丁目1

異動後の
住所
東京都千代田区青柳一丁目1番1号

特別徴収税額
(年税額)

徴収済額
6 月から 8 月まで

未徴収税額
(ア)-(イ)
9 月から 5 月まで

異動年月日
× × 年 8 月 20 日

異動の事由
2 退職
3 休職・長欠
4 死亡
5 支払少額・不定期
6 合併・解散

異動後の未徴収
税額の徴収方法
1 特別徴収継続
2 一括徴収

1 特別徴収継続を選択し、新勤務先へ
税額を引き継いでください。

コピーしてご利用ください。

1 特別徴収継続の場合 ※電子での税額通知書(納税義務者用)の受取を選択している場合は、必ず受給者番号を記入してください。受給者番号の記載がない場合は、前橋市で付番します。

新しい勤務先 （特別徴収義務者）	特指番号									(新規)	法人番号	2	1	1	1	1	2	2	2	3	3	3	3	新しい勤務先へは、月割額 <u>2,500</u> 円を 9 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	所在地	〒102 - 8699 <u>東京都千代田区赤坂一丁目1番1号</u>										担当者連絡先	所属	人事課 人事係											受給者番号※ 納入書の要否 （新規の場合のみ記載）	1 右から 番号を 記入	2 不要
		パツマル											氏名	坂東 三四郎													
		× ○ 株式会社											電話	03-××××-〇〇〇〇 内線（ 2222 ）													

新勤務先では「1 特別徴収継続の場合」欄・給与所得者欄の個人番号を記入のうえ、1月1日現在の住所地(課税地)の市町村長に送付してください。

電子での税額通知書(納税義務者用)の受取を選択している場合は、必ず受給者番号を記入してください。受給者番号の記載がない場合は、前橋市で付番します。

3 普通徴収の場合

理由		1 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
	右から 番号を 記入	2 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
		3 死亡による退職であるため

月末の最終開庁日までに受理し、計算が終了した届出書については、翌月中旬までに特別徴収税額変更通知書を発送します。発送前に前橋市から事前の月割額の電話連絡等は行いません。新年度分は、4月15日までに提出してください。

前橋市処理欄	宛名 番号		メモ	有 ・ 無	
	済期月 ・ 開始期月		入力	照合	
	・				